

# ロックの自然法論

藤澤 郁夫\*

(平成20年9月16日受付；平成20年10月29日受理)

## 要 旨

小論はロックの自然法論を考察する。ロックは自然法の存在証明を経験論的な認識論によって与えている。この態度表明は、心に刻印された良心であるとか生得観念としての神の観念から自然法の存在を証明する途を選ばないという、彼のつよい決意を語っている。ロックの議論においては、神の栄光という最終目的に合わせて、諸般の人間実践の個別具体の画定作業が行なわれるが、その作業の一環として「人間自身のなりたちと人間的な諸能力の準備状況」が参照されなければならない。しかしこの参照の沃野には、「自然のある種の性向」「内面の教唆」「自己保存」「各人の私利」といった強いインパクトのある人間の自然的性向が立ち現れる。ロックもまた「自己保存」が自然法の一部であることを認めるけれども、自然法の第一次の源泉をこうした人間の自然的傾向に求めることはなかった。

## KEY WORDS

自然法 *lex naturae* 刻印 *inscriptio*

理性 *ratio* 感覚 *sensus*

人間の自然的傾向 *inclinatio hominum naturalis*

## 1. はじめに

ジョン・ロック (John Locke, 1632-1704) は一六六〇年から六四年にかけて、今日 W.von Leyden によって一九五四年に編集出版された “Essays on the Law of Nature, The latin text with a translation, introduction and notes, together with transcripts of Locke’s shorthand in his journal for 1676”<sup>1</sup> に収められた八つのラテン語論文を執筆した。これらの論考はロックの死後、いとこのピーター・キング (のちのラヴレース卿) に遺贈されたが、その後二四〇年のあいだ公開されず、ようやく一九四二年になって一般にも利用されるようになり、上の Leyden の仕事も基本的にはこの事情によって道が開かれた。小論はこれら八つの論文のうち、今回は第一論文から第四論文までのラテン語テキストを読解し、ロックの初期の自然法思想の解明をめざすものである。

ロックの自然法論については、ロックのその後の『人間悟性論』と『統治二論』という主要著作間に自然法理解について不整合があるのではないかといった問題が提起され、まさにこの若き日のロックの著作がその間の事情になんらかの光を当てるのではないかとして、注目されてきたのである<sup>2</sup>。小論はもちろんそうした問題を視野にいれてはいるが、しかし、まずはこの初期の論文を正確に読解することをめざす。これまでの先達の仕事も参照するが、読みの異同もなしとしない<sup>3</sup>。それは Leyden が付した英訳自体についても言えることである。その意味で、小論の主要執筆意図はテキストの正確な読解にある。

さて、ロックの自然法論については、まずは誤解を避けるために基本的な点を二、三述べておく。ロックが自然法というとき、圧倒的に多くの場合には ‘*lex naturae*’ というラテン語を当てるけれども、後で触れるが自然権と訳される ‘*jus naturale*’ との混同は許されない。少なくとも初期『自然法論』では峻別されている。また自然法という日本語がいかに多様なイメージを喚起するが、ロックのいう自然法は今日いう自然法則のことではない。またやや抽象的な意味で、思弁的ないし理論的な学問のいちばん基礎になるような、ある種の自明的な直観のことでもない。後者の例としては、最終的にはロックは削除したけれども、次のような文言を最初は手稿に書き加えていた。“*quae omnia principia communi ita consensu comprobata mihi videntur hujusmodi esse quae manifestam in se continent repugnantiam, quale est illud idem non potest esse et non esse, aut plane identica.*” すなわち「共通の同意によって是認される第一原理というのは、すべて、それ自体において自己矛盾を含むような自明なもの、例えば、『同一のものがあると同時にないということはあるにない』といったものや、同語反復的な自己同一的なものことだと、

\*人文・社会教育学系

私には思われる」と<sup>4</sup>。同語反復的な自己同一的なものとは、例えば、「黒いカラスは黒い」「妻のいない男は独身である」といった命題を指す。後者については、哲学史のうえでは、ライプニッツがまず同一判断としてとりあげ、ついでカントが分析判断として取り上げた。こういった矛盾律とかトートロジーのような直観的にその自明性が同意できそうな命題群を、ロックは自然的同意の第三群として取り上げているが、こうした同意は自然法ではないのである。したがって、ロックのいう自然法は人間の行為や行動、社会生活などに関係する実践的な法であり、道徳に関する法のことである。日常の私生活、社会生活両面において、われわれに義務を課しなんらかの仕方であれわれを拘束する法のことである。以上の諸点を踏まえて以下さっそく本文の読解にとりかかろう。

## 2. 自然法はわれわれに与えられているか

ロックはまず第一論文で次のように問う。「道徳律、あるいは自然法はわれわれに与えられているか」<sup>5</sup>と。ロックの答えは「与えられている (affirmatur)」である。そこでこの与えられ方が問われる。この第一論文の標題ともなっている文章において、自然法は道徳律ないし道徳の規則 (morum regula) と言い換えられており、ロックのいう自然法が道徳的で実践的な領域に成立する法に他ならないことを、いまいちど確認しておきたい。そこでロックは「神はいたるところでみずからの存在をわれわれにしめし、過去においてしばしば奇蹟の証言によって、また現在においても自然の規則正しい運行のうちに、いわばその存在を人々の眼におしつけてくるのであるから、どんな人であろうと、われわれがもつべき人生の道理が存在するし、美德あるいは悪徳とよぶべきものの存在を認める人であれば、神の存在を否定する人は一人もいないであろうと思う」<sup>6</sup>と続ける。ここでは神の存在 (Deum esse) を確認するための文脈が提出されていると読めよう。一つは「われわれがもつべき人生の道理が存在する (ullam vitae nostrae habendam esse rationem)」<sup>7</sup> ことである。もう一つは、この最初の項目から帰結することだが、この世にはたしかに徳や悪徳と呼ばれてよいもの、つまり道徳的な善悪が存在するということである。それを認めれば、結局のところ道徳律 (morum regula) の存在と神の存在は関係してくるということである。後に詳述されるが、ロックの議論においては、神の存在と自然法の存在は密接に関連しており、神の存在とならんで特に神の意志は、自然法の存在には不可欠となっている。そこでロックは「神が世界を支配しているということは疑いえない」<sup>8</sup>とまずは推論をすすめるのである。

さて神の世界支配が前提されれば、当時の自然科学の水準での諸成果が神の支配下にあることが確認される。この事実に基づいて、自然法則もまた自然法であろうと考えたくなるが、しかし、両法の存在の検証手続きが違うし、ロックの議論においては、自然法則の検証手続きは一切話題になっていないのだから、ロックが自然法というときは、それは道徳律のことだと考えるべきなのである。さて、この第一論文では「地球が固定している (terram stare)」<sup>9</sup>として天動説が採られているが、『人間悟性論』では地動説に移行しているといった些細な事実は、ロックの自然法論を微動だにさせまい。ロックは神の世界支配を前提したうえで「人間だけが、計画も規則も生活のさだめ (規範) もなしに、自らに適用されるいかなる法則も与えられずにこの世に生まれでたのかどうかは、探究にあたいするよう思われる」<sup>10</sup>と議論をすすめる。人間の生活にも神の支配がなんらかの仕方であらうと及んでいないか、それが問われるのである。そこでロックは「至善にして至高なる神について考え、いつでもどこでも人類全体が意見が一致することを思い、あるいはつまるところ自分自身のことや自分の良心について反省してみさえすれば、このようなこと [自らに適用されるいかなる法則も与えられずにこの世に生まれでたというようなこと] は何人も容易に信じないであろう」<sup>11</sup>と推測する。意見の一致 (consensus) とか良心 (conscientia) といった人間の経験に訴える議論は、自然法の存在にどのように関係するかは、改めて問われなければならないが、神の世界支配が人間の事象に及んでいるらしい痕跡は、歴史のなかに種々見られるのである。そこでロックは哲学史をふりかえって、「しかしわれわれがその法自体、および、その存在を証明する議論にはいる前に、その法を表示するいろいろの名称 (nomina) を呼び出しておくのは、骨折りがいのあることをするように思われる」<sup>12</sup>として、自然法の別名を哲学史から渉獵する。

まずロックが引き合いに出したのはストア派の学説である。ロックは「われわれは、セネカがのべたように、人間がそれをもって満足すべしとされた唯一の善、そして悪徳に溺れた人々でさえ認めざるをえず、それを避けながらも [実行できなかったとしても] それを肯定せざるをえなかったほど、高い威厳をもち栄光を備えたあの唯一の善 (unum illud bonum) を、この法則にひとしいものとしてよいのである」<sup>13</sup>という裁定をくだす。ここに言われる善とはストア派が座右の銘とした「自然に従って生きる」という最高善のことであろう。この思想のなかに自然法への言及があるとロックは考えるのである。第二番目に言及されたのも実質的にはアリストテレスの思想に起源をもつストア思想であろう。そしてこの場合には自然法の別名は「正しい理性 (recta ratio)」である。すなわち「第二に、正しい理性という呼び名もある」<sup>14</sup>のである。アリストテレスのいう「正しい理性 (ὀρθὸς λόγος)」というのは人々の意

見に形成される良識のことであり、それは有徳なすぐれた道徳人によって体现される他はないが、それは人間の理性的活動のなかで実現されるべきものである。ここにロックは自然法のもう一つの表現を見て、「誰であれ自分が人間と考えられる人は皆この正しい理性をもっていると主張する」<sup>15</sup>として、次のような解釈を与える。すなわち「この場合にはわたくしは理性を、思索を結びつけ証明をみちびきだす悟性の能力として理解すべきだとは思ってはならず、むしろ、そこからあらゆる美德が泉となって流れ出し、道徳形成が立派になされるのに必要な一切のものがそこに発するよう、そうしたある一定の実践的原理 (*certa quaedam practica principia*) として考えているのである」<sup>16</sup>と語っている。人間の行為は、その具体の細目については状況に依存するものであり、そうした細目にわたって道徳は命令することはない。むしろ、道徳の根本原則は、それに基づきそれから引き出されて、なべての行為や行動が正当化されるその根拠を示すものなのである。ロックが自然法ということ考えているのは、そのような原理 (*certa quaedam practica principia*) であることをここで再度確認しておこう。だからこそ「こうした原理から正しく導かれるものは、正当にも、正しい理性に合致すると言われる」<sup>17</sup>とロックは言うのである。

すでに部分的に言及されたとはいえ、自然法という呼び名を直接使用したのはストア学派である。ロックはそれを「さらにそのほか多くの人々は自然法という呼び方をし、それを次ぎのような法を考えている。つまり、すべての人が自然によってうつけられた光だけによって発見でき、すべての点でそれに服従し、自らの義務の根拠として必要だと感じているものであり、これはストア学派の人々がしばしば吹き込むところの、自然に従った生き方なのである」<sup>18</sup>と説明している。自然の光としての理性は生まれながらにして植え付けられている (*natura insitum*) し、また自然法もまた「胸 (心) に植え付けられている (*pectoribus nostris insitam*)」<sup>19</sup>のだが、理性は自然法の作者 (*author*) ではなくて、解読者 (*interpres*) にとどまるのである。自然法 (*lex naturae*) は、植え付けられてはいるものの、理性はそれを「発見し (*detegere*)」「探し求め (*investigare*)」しなければならない。後で詳述されるけれども、生まれると同時に六法全書を携えた理性ではなくて、自分を正しく使用することによって自然法を「発見し (*detegere*)」「探し求める (*investigare*)」理性である。

さて、小論の本題ではないけれども、後のロックの思想の歩みのなかでは特に重要性を増す「自然権 (*jus naturale*)」について、僅かながら言及があるので触れておく。つまりこの当時、ロックは自然法と自然権の区別を「こういういろいろな名称でよばれるこの法は、自然権 (*jus naturale*) と区別されなければならない。なぜなら、権利とはわれわれがある物を自由に使用しようという事実 (*quod alicujus rei liberum habemus usum*) にもとづくものであり、これに対して法とはある行為を命じたり禁じたりするものであるからである」<sup>20</sup>と把握していた。つまり、上位の権力が介入して一定の拘束を課す合理的な根拠がないかぎり、そこには「自由な行使 (*liber usus*)」が自然的に存在するはずで、このような状態が「自然権」だと観念されているのである。それに対して、自然法はある上位権力が存在し、その意志によって義務を課し拘束することに十分な根拠がある場合に、命令したり禁じたりするものである。こうしてロックは「この自然法は、自然の光によって認識できる神の意志の命令であり、何が理性的な自然に合致するか、また合致しないかをしめし、まさにそのことによって命じたり禁止したりするものである」<sup>21</sup>と結論する。このロックの説明の微妙な含意に注意したい。自然法の命令は「自然の光によって認識できる神の意志の命令」なのであって、端的に理性の命令なのではない。ロックが「ある人々がこの法を理性の命令だといっているのは、やや不正確であるように思われる」<sup>22</sup>と注意を促すのはそのためである。人間に植え付けられている理性の労働によって発見・認識 (*detegere/cognoscere*) されるものが自然法であり、それはロックの理解によれば「神の意志の命令 (*ordinatio voluntatis divinae*)」なのであって、直接に理性の命令 (*dictatum rationis*) とは言えないわけである。このようなロックの主張のなかに、先に指摘しておいた神の存在が自然法の存在の根拠となる事情がよく現れているように思われる。

これまでの説明を承けてロックは「かくして自然法のうちに法としてのすべての必要条件が見出されることは、容易に見て取れる」<sup>23</sup>として、法としての必要条件を三点にまとめている。すなわち「まず第一に、それは上位のもの意志の宣告 (*declaratio superioris voluntatis*) であり、法というものの形式的な根拠はこの点にあるように思われる」<sup>24</sup>と説明される。これは法として形式的な要件である。さらに「第二にそれは何をなすべきか、あるいは何をなすべきでないかをさだめている。このことは法というものの固有の働きである」<sup>25</sup>とされる。これは法の実質にかかわる要件である。さらに「第三にそれは、それ自体のうちに義務を設定するのに必要なすべての条件をふくんでいるから、人々を拘束する」<sup>26</sup>と説明される。第一要件と第二要件の併存に義務と拘束の発生の機序があるということである。つまり、上位の者の命令だからそれは人を拘束するのだし、「何をなすべきか、なすべきでないか」という仕方その内容に踏み込むから、義務はその実質を得るのである。

次にロックは自然法の存在 (*legem dari*) を支持する議論 (*argumenta*) を五つにまとめている。第一の議論はアリステレスの『ニコマコス倫理学』第一巻第七章のなかの一節からとられ、「人間に特有な働きとは精神の能力を理

性の原理にしたがって積極的に働かせることだ<sup>27</sup>としたうえで、「人間にふさわしい働きは、理性が命ずることを人間がなさねばならないという仕方、理性に従って行為することである<sup>28</sup>とアリストテレスを援用する。さらにロックは『ニコマコス倫理学』第五卷第七章のアリストテレスの「自然的正義の規則はいかなるところにおいても同一の妥当性をもつ<sup>29</sup>という句を引き、「したがって、いかなるところにおいても妥当する法が存在するのだから、自然法といったようなものが存在すると結論してもよい<sup>30</sup>と結論している。次いで「自然法の存在を証明する第二の議論は、人々の良心 (conscientia) から取り出されうる<sup>31</sup>としたうえで、「悪事をおかしたものはみずからの裁きからのがれられない<sup>32</sup>という俚諺を引き合いにだしている。ここでは、すべてのひとは悪事 (nocens) について自分が裁判官である (se iudice) こと、つまり、自分について下す判決が良心なのであり、それが自然法の存在を証す (testatur) という仕方議論が進行している。次に「第三の議論は、すべてのものが一定の運動法則と、それぞれの本質にふさわしい生存の様式とにしたがっているという、この世界の構造そのものから導き出される<sup>33</sup>ものである。こうした世界創造者の計画に照らせば、「もっとも完全で活動的な動物をつくり、他の何ものにもまして精神や知性や理性やあらゆる活動能力をこれに十分に用意しながら、これに仕事を与えず、したがってまた人間だけが立法能力をもつものとして造っておきながら、その法にはまったく従わせないというのでは、それは最初の創造主の知恵にふさわしくないように思える<sup>34</sup>として、背理法を駆使して自然法の存在を訴えるのである。

さて、自然法の存在を証す第四の議論は人間の社会から取り出されるとして、ロックはこの議論を「この法がなければ人間には相互の紐帯も結合もありえない。人間の社会の基礎には二つの要素があるように思われる。すなわち一つは国家および統治という一定の形態であり、第二は契約の履行 (信義) である<sup>35</sup>と説明している。ロックに言わせれば「これら [国家および統治という一定の形態と契約の履行] が除去されると、人々のあいだの共同体はすべて解体してしまい、自然法が取り去られると、この二つの要素自体が解体してしまう<sup>36</sup>のである。自然法がなければ社会が成立しないだけではない。実は、実定法の拘束性の根拠は自然法にある。そのことをロックは「国家の実定法は、じっさい、それ自体の本質または力によってでなく、上位者への服従と公共の平和の維持とを命ずる自然法の力によってのみ、ひとを拘束するのである<sup>37</sup>と説明しており、まさに法実証主義の対極的発想をなす自然法論を提出していると言えるであろう。自然法がなければ契約にも支障がでる。そのことをロックは「自然法がなければ、人間社会のもう一つの基礎、すなわち契約の忠実な履行 (信義) も崩れる。なぜなら、約束を守るという義務が人間の恣意 (voluntas humana) からではなく自然に発するのでないならば、他により都合のいい条件 (commodior conditio) がしめされたときにも、人間が約束を理由に契約を守るとは、期待すべきではないからである<sup>38</sup>と説明している。人間の私的な利己心が第一次的に人間の行動を決定するという枠組みで自然法を理解すると、そういう自然法は約束の履行を命令できるだろうかという疑問である。人間の恣意的欲求が「より都合のよい条件 (commodior conditio)」へ向かうと言いたい人は多かるう。これも自然の道理だ。しかし、その理屈で通せば、約束もできない暗黒世界が待ち受けているかもしれない。

次に、自然法の存在を証す第五の議論に移ろう。これをロックは「第五の議論は、自然法がなければ美德も悪徳もなく、道徳的善が褒められ、道徳的悪が罰せられることもなくなる<sup>39</sup>と紹介している。つまり、自然法の不在は道徳の全面崩壊を含意するのであり、「おそらく盲目で無法な本能がひとを突き動かすだけ<sup>40</sup>の世界が想定されるのである。こういう世界においては「人間はおそらく自分の生命や健康には注意をむけなくなり、まして美德や義務にはまったく注意をむけなくなるように思われる<sup>41</sup>のである。これではわれわれは人間であることの基本的条件を失うことになるであろう。以上の五つの議論を通じて、ロックは自然法はわれわれに与えられていると推論したのである。

### 3. 自然法は自然の光 (lumen naturae) によって知ることができるか

ロックの答えは「知ることができる (affirmatur)」である。ここで自然の光とは人間に与えられた光の原理であり、それによって存在への理解の通路が確保される。その一つは感覚であり、いま一つは感覚を通じて得られたデータを処理して推論をすすめる理性能力である。もちろん上述のデータ処理の過程に、言語、記憶、悟性等々の細かな下位区分を設定できようが、ロックは感覚と理性という大枠で議論する。だから、この第二論文は、感覚と理性を使用することによって、自然法を知ることができるかという問い方になっている。ロックはまず「われわれがこの自然法の認識にいたる様態は、他の認識様態に対比されるような意味で、自然の光 (lumen naturae) によるのだ、とわれわれは主張する<sup>42</sup>と問題設定をする。しかしロックはすぐに「しかし自然の光が自然法の指標であると言っても、それを次のように、すなわち、人間にはいわば自然によって光が植え込まれていて、それがいつでも自らの義務を思いださせ、進むべき道をまっすぐになんの間違ひもない方向に導く、というふうに解さないでほしい<sup>43</sup>と注意を促す。

それはつまり、われわれが暗闇のなかで松明を近づけて、心の中に書かれている六法全書を読み取り、理解するという仕方自然法を知るといふふうに理解してはならないということである。そうではなくて「むしろ、自然の光によって認識可能なものにのみ存在するということは、自然によって備えられた諸能力を人間が正しく使用する (*recte utens iis facultatibus*) なら、他人の助けなしに自分の力だけで認識される真理が存在するということに他ならない、とわれわれは言いたいのである」<sup>44</sup> というのがロックの主旨である。ここに指摘された「正しい使用 (*recte utens/uti*)」という指標は重要である。したがって、こうしたロックの理解の仕方からして、「自然によって備えられた諸能力を人間が正しく使用する」とはどういうことが問われよう。こうしてロックは人間の認識一般を問題にして、この問いへの回答を準備するのである。

ロックはまず四つの認識様態を挙げ「ところで認識の様態は三つあって、言葉にあまりこだわらなければ、それらを刻印的(生得的)知識 (*inscriptio*)、伝承的知識 (*traditio*)、感覚的知識 (*sensus*) と私が呼ぶことが許されるであろう。このほかに第四に、超自然的な神の啓示という知識様態をつけ加えうが、これはさしあたっての議論の対象とはならない」<sup>45</sup> として、議論を認識の三様態に絞るのである。つまり問題は、自然法は刻印的知識なのか、それとも伝承的知識なのか、それとも感覚的知識なのか、という仕方整理されている。あえてこの段階では理性を除く趣旨はどういうものであろうか。ロックはそのことを「ここでわれわれが問うているのは、あらゆる知の第一の発端と始源、つまりいかにして最初の認識作用や認識の基本となるものが精神にもたらされるかであって、こうしたものは理性によって受け取られるのではないとわれわれは主張している。なぜなら、それは刻印によってわれわれの精神に刻み込まれるか、伝承によってわれわれが受け取るか、あるいは感覚を通して入ってくるかのいずれかだからである」<sup>46</sup> と説明する。つまり、ここでは認識の起源が問われているのである。理性はおそらく一定の準備が整って活躍すべきものであろう。ロックはこの消息を「理性は偉大な推論能力ではあっても、そうする前になにかがおかれ承認されていないことには (*nisi aliquo prius posito et concessio*)、理性は何もなさないからである」<sup>47</sup> と語る。こうして自然法の認識可能性の問題は、その認識の起源を問うことに翻案され、その文脈で言及された「なにかが前提され承認されている」という条件は、ロックが経験論の議論を深化させる契機となる重要な指標となっているのである。それはまた「知の基本要素 (*scientiae principia*)」とも言われる。つまり、認識の起源を問うとは「知の基本要素」を問うことであり、それはとりもなおさず「認識の起源そのもの (*ipsam originem cognitionis*) を探究すること」<sup>48</sup> に他ならないのである。

以下、自然法の認識の起源として正当化される知識様態が検討される。知識様態は刻印的(生得的)知識 (*inscriptio*)、伝承的知識 (*traditio*)、感覚的知識 (*sensus*) であったから、この枚挙の順を追って検討しよう。ロックはまず刻印的知識を「刻印(生得的知識)についていえば、ある人々は、この自然法はわれわれに生まれつき備わっており、すべての人の精神のなかに自然によってうえつけられているのだから、だれでもこの世にうまれてくるときには、その知性には自らの義務の生得的な印や標識が刻みつけられており、その精神は生まれながらにしてこうした実践原理や生活規則を自分自身で知っているのだ、と考えている」<sup>49</sup> と紹介している。石に文字を刻み込み知識を保存する方法は広く行なわれたから、この刻印という比喩は理解しやすいであろう。刻印的知識を支持する人々にしたがいえば「人間は、人間の義務の一切を含む法典をその内部にいつでも読める状態でもっているのだから、自分とは別のところから借り受けた道徳律を求める必要はないのである。これは簡単ですこぶる便利な認識方法だと私もみとめるし、何をなすべきか、何をなすべきでないかについて迷わずにいられるほどに、人々が徹底的に教示され、生まれながら知らされ生誕するのであれば、人類は至福の状態にあることになるだろう」<sup>50</sup> ということになる。しかし、残念ながら、この刻印的知識の妥当性については掘り下げた議論はなく、「われわれの心のなかにこうした自然法の刻印(生得的知識)といったものがあるのかどうか、それが上述のような仕方人間に知られるのかどうかは、別の箇所探究することにしよう」<sup>51</sup> として先送りされている。実はこの問題は第三論文の主題として再び取り上げられる。とはいえ、これまでの叙述の流れや先の注意などからして、ロックが自然法の認識を刻印的知識としては認めないことは動かし難いと思われる。

次に検討すべきは伝承的知識である。まずは伝承的知識について一定の理解をうるために、ロックの主張に耳を傾けよう。ロックはまず「次に伝承(的知識)であるが、これをわれわれは感覚による知識と区別する。というのは、伝承が感覚を通して精神にはいるのではないという理由によるのではなく、(なぜならわれわれは人の言うのを聞くのだから)、われわれが耳で音だけを受け取り、信憑によって事柄として信念をもつのだ、という理由による」<sup>52</sup> と説明する。つまり、耳 (*ures*)・音 (*sonus*)・受け取り (*accipimus, accipere*) の順序三組と、信念(信憑) (*fides*)・事柄(主語述語の判断) (*res*)・受容 (*amplectimus, amplecti*) という順序三組が対応するということである。伝承と感覚の差異は、伝承が信憑を介して信念になるところにある。感覚はなまの音の受け取りにすぎない。これを例示すれば「カエサルについて話しているキケロにわれわれが信憑をよせる場合には、カエサルという人物の存在をキケ

口は知っていたのだから、われわれもカエサルが存在を信ずる」<sup>53</sup>といった具合である。われわれがカエサルについて語るキケロの話（音声）に耳と傾けるとき、そこに信憑があれば、当然のこと話題にされたカエサルが存在をキケロは前提にしている筈だから、間接的ながら、われわれもまたカエサルが存在を信じるわけである。キケロは想像上の怪物キマイラについても話題にしているから、ここでの「存在」(fuisse)は、かならずしも現実存在 (existential) である必要はない。話題で取り上げられる何らかの対象に対する信憑が成立すればよいのである。しかし、キケロの話は虚言である可能性を原理的に排除できない。伝承は根本的には信憑にすぎないから、知識とは呼べないわけである。

むろん、伝承が豊かな情報源であってよいし、事実、ロックも伝承のそうした側面にも触れてはいるが、しかし自然法認識の源泉として正当性を原理的に確保できるかという問題地平では、ロックは「伝承は自然法認識の第一次的にして確実な方法 (様態) (primarium et certum modum cognoscendi legem naturae) ではないとのみわれわれは主張しているのである」<sup>54</sup>として、これを否定するのである。この伝承的知識を巡っては、ロックはその脆弱性をさらに多方面から論じて、自然法の認識源泉とは見なしえない理由を種々挙げているが、それらを逐一たどる紙幅はなく、割愛せざるをえない。ここでは伝承が自然法認識の第一次的にして確実な方法ではないことを確認しておけば十分である。なぜなら、ロックは自然法認識の起源そのもの (ipsam originem cognitionis) を問題にするという探究態度に徹しているからである。したがって、最後に残される可能性は感覚ないしそれに起源する知識のあり方であろう。

ロックは「残された第三番目にして最後の認識方法は感覚 (的知識) であり、われわれはこれこそ自然法認識の原理 (principium) だと判定する」<sup>55</sup>と自らの立場を宣言する。ただし、この宣言には註釈が必要である。すなわち「しかしこのことは、自然法がどこかに明示されていて、われわれがこれを目で読み、手でさぐり、あるいはその公示を自分の耳できく、という意味に解してはならない。そうではなくて、いまわれわれは、自然法の認識の原理と源泉、およびそれが人類に知られる方法 (様態) を問うているのであり、わたしの主張によると、その自然法のあらゆる認識の基礎は、われわれが感覚によって知覚するものから、汲み出されるものなのである」<sup>56</sup>と。感覚所与、記憶、言語形成、悟性による命題形成、命題と命題の結合能力としての理性、こうしたものは結局は、感覚という認識の原理と源泉 (principium et origo hujus legis cognoscendae) に遡るのであって、それら各々の段階の所与を基礎 (fundamenta) にして自然法の認識が形成されるということである。ロックはこうした経験論的な知識成立の事情を自然法認識の場面に移して、「そしてこれら [われわれが感覚によって知覚するものから汲み出されるもの = 自然法認識の基礎] から、人間に固有な理性と推理能力は、物質、運動、この世界の可視的構造や配置から必然的に導かれる推理によって、これら理性と推理能力の創造者 (の観念) に到達し、そして最後には神がこれらすべてのものの創造者であると結論し自ら確証するのである」<sup>57</sup>と理性の推論の道筋を語る。そして最後に「以上の前提からは、必然的に人類が拘束される普遍的な自然法 (universa lex naturae) (の観念) が帰結する」<sup>58</sup>と結論するのである。

しかし、人間の現状に照らして、「もし自然法が自然の光によって認識されるのであれば、この法は自然によって万人のこころのなかに植えつけられている (omnibus a natura insita) のだから、すべての人に光が当たっているのに、どうして自然法の見えないひとがこんなに多数いるのであろうか」<sup>59</sup>という反論が当然のこと予想されるであろう。現象的には自然法に関する無知が横行し、意見の相違は日常茶飯ではないか。この反論に対してロックは「この反論は、もしわれわれの主張が、自然法はわれわれの心に刻印されているとするものであったなら、若干の力をもってであろう。なぜなら、自然法が刻印されているという前提からは、すべての人において同一のものとしてこの法が刻印され、同一のものとして知性にあらわになる以上、どこでもこの法についての意見は同一であることにならざるをえないからである」<sup>60</sup>と答える。刻印された知識として自然法を仮定すれば、世の現状は確かに不条理に見えるだろう。しかるにロックは自然の光による自然法認識を論じているのである。そうして今一度われわれは、自然の光すなわち理性を筆頭としたわれわれの認識能力を「正しく使用する (recte utens)」という条件を想起しなければならない。このような条件のもとでは、ロックは「しかしこの反論に対しては、なるほどわれわれの知性の能力はわれわれをこの法の認識に導くことができようが、しかしだからといってこのことから、すべての人間が必ずこうした能力を正しく使用する (recte uti) という結論にはならない、とわれわれは答えるのである」<sup>61</sup>と対応しなければならないはずである。このことは「図形や数の性質や特性は明白なものに見えるし、疑いもなく認識可能であるけれども、だからといってそこから、精神の能力をもつ者が必ずしもすべて幾何学者 (geometres) になるわけではないし、算術の深い知識をもつ (artem arithmetica penitus) ようになるわけではないと同断である」<sup>62</sup>とするロックの譬えをきくとよく理解できるであろう。算術や幾何学に無知と誤解があるように、自然法にも無知や誤解があつて当然なのである。自然法の認識は探究であり、理性はそれを「発見し (detegere)」「探し求め (investigare)」なければならない。この探究は当時としても危険の多かった鉱山労働に譬えられている。

この危険な労働について「まずはじめに人々は仕事の段取りをしなければならない。そして、多大の労働によって地中に隠れた資源が地上に掘り出されるのである」<sup>63</sup>とロックは報告している。かててくわえて「こういう資源は、怠け者や無精ものの手にははいらぬし、探している人すべてに手にはいるともかぎらないし、じっさい額に汗をしても何も手にできずにいる人々さえわれわれは観察するのである。さて、自分自身のなかに沈潜して、そこから自分の人生の条件や様式や目的を掘り出すような人は稀なのだから、日常の生活にかんすることがらでも、理性のみちびきにしたがう人々がほとんどいないとすれば、上述のように認識が容易でない目下の自然法について、人々の意見がかくも多様であることは不思議ではない」<sup>64</sup>ということになる。鉱山労働はきつく危険も多いように、理性の正しい使用に精進すれば多くの困難が立ちあがるけれども、ロックは「悪徳によって腐敗することもなく、不注意のためになおざりになることもなしに自然の光を正しく用いる (*lumino illo recte utuntur*) 人々がきわめて少ないからといって、自然法は自然の光によっては知りえない、という結論にはならないのである」<sup>65</sup>と述べて、人間的努力に期待し、そこに自然法認識への光明を見ようとするのである。

#### 4. 自然法は人々のこころのなかに刻印されているか

第二論文で先送りされた問題が第三論文として独立に問われた。ロックの答えは「刻印されていない (*negatur*)」である。この答えはこれまで何度も示唆されたとはいえ、この問題に答えるために改めて多くのことが原理的に問われることになる。まず改めて「以上においてわれわれは、自然法が存在するという、そしてその自然法は伝承によってではなく、自然の光によって認識可能であるということを証明したが、その当の自然の光 (*illud lumen naturae*) とは何であるかが問われよう」<sup>66</sup>であろう。なぜなら「この自然の光は、いわば太陽の光のように、そのもの以外のものを自らの光線によってわれわれに明らかにするけれども、光それ自体とその本質 (*ipsa et natura illius*) は暗闇のなかに隠されている」<sup>67</sup>からである。そしてこの問いの内容をロックは「じっさい人間の認識の原理 (始源) が魂の生まれながらの原質自体のなかに刻印されているにせよ、あるいは感覚をとおして外部から入ってくるにせよ、いずれにせよ、そういう認識の原理 (始源) がなければ人間には何も認識されないのだから、この認識の起源を探究し、生まれたばかりの赤ん坊のたましいは白紙 (*rasae tabulae*) にすぎず、後になって観察 (*observatio*) と推理 (計算) (*ratiocinium*) によってそのたましいに知識が加えられていくのかどうか、それともそれらたましいは自然法を人間の義務のしるし (*officii sui indices*) として刻印されて生まれてくる (*connatas--inscriptas*) のかかどうかを問うことは、骨おりがいのあることであろう」<sup>68</sup>という仕方で分析している。ここに示された第一選択肢が通常経験論の素描として提出されるものであり、それはしばしば「感覚になかったものは知性にはない (*Nihil est in intellectu, quod prius non fuerit in sensu.*)」という命題に託される。ロックが自然法認識の起源そのもの (*ipsam originem cognitionis*) を問うという問題を自分に課したとき、彼には経験論の途だけが望みのある答えと見えたのである。それにしても改めて第二選択肢にいう「刻印 (*inscriptio*)」とはどういうものであるか、確認しておこう。

ロックによれば「自然法が人々のたましいのなかに刻印されているかどうかとは、次のような意味である。すなわち、道徳の命題といったようなものがこころのなかにうまれつき備わっていて、それらはいわば刻印されている (*quasi insculptae*) のだから、精神および意志や悟性などの精神能力それ自体と同じように、こころには自然的でその奥深くにあるものなのかどうか、またそれら自然法は不変でかつ常に明らかなものとして、一切の研究や推論がなくとも (*sine studio omni aut ratiocinatione*) われわれに知られるものなのかどうか、という意味である」<sup>69</sup>と説明される。上で自然法発見の探究が鉱山労働に譬えられたのに対して、刻印の知識は「一切の研究も推論がなくとも」われわれに知られている知識として提出される。これは誇張された対比であり対照である。どうもロックのなかの人間観は、危険も苦労もないあてがいぶちの刻印的人間よりも、危険と苦労の多い鉱山労働者に声援を送っているようである。あてがいぶちでなんの努力もしない怠惰な人間にはロックは我慢がならなかったようである。こうして、ロックは人間の心に刻印された自然法の存在を認めず、以下、五つの反駁を試みる。

まずロックは「第一に、生まれたばかりの人間のたましいは白紙 (*rasas tabulas*)、すなわち、どんな文字も書き込み可能ではあるけれども、自然によって刻印された状態ではいかなる文字も携えてはいない白紙以上の何ものかであるという主張は、多くの人々がそのために努力しているにもかかわらず [才知にたけたデカルトが努力しているにもかかわらず]、無益なものにすぎないし、これまでのところいかなる人によっても証明されてはいないのである」<sup>70</sup>と反駁作業を開始する。この第一反駁は生得観念の存在を認めるデカルト批判と見なすことができよう。次いでロックは、第二反駁として「もしこの自然法が人々の心に生まれたときから完全に刻印されている (*imprimatur*) とすれば、一人のこらざるみんながみずからの魂をこの法によって教化された状態でもっているのに、この法についてなんの躊躇もなくただちに従順に意見の一致がみられないのは、どうしてなのか」<sup>71</sup>と問う。人間の現状は刻印の知識の

存在を証すどころか、随所に意見の相違が見られ、場合によって無知さえ見られるではないか。この場合、「自然によってわれわれのところに刻印されたこの法は、最初の人間（アダム）の墮落によって、その一部分が消されたか、もしくはまったく全部が消し去られたのだ」<sup>72</sup>と言いつつすることも可能かもしれない。もし一部分が消されたのであれば、残った部分について完全な一致が認められるはずだが、依然として人々の意見は区々である。また「もし、はじめに刻印されたこの法がまったく消えたということが擁護されるなら、われわれが探究しているあの自然法はどこにあるのだろうか」<sup>73</sup>と問い返すことが許されるだろうし、そもそもないものについて議論する必要もなくなるだろう。こうして第二反駁は「[自然法は人々のところのなかに刻印されているかとの問いに]同意を与えると、われわれが刻印（生得的知識）以外の別の認識方法を見つけださないかぎり、いかなる自然法も存在しないことになるだろう」<sup>74</sup>と結ばれる。この議論には典型的な背理法（*Reductio Ad Absurdum*）が駆使されている。

第三反駁はどうであろうか。続けてロックは「第三に、もしこの自然法が人々の心のなかに刻印されていたとすれば、幼児、無知な人そして、社会制度をもたず、法律をもたず、なんの学問ももたない、あの未開な異国人こそ自然に従って生きていると言われるのに、だれよりもよくこの法を知り理解しているわけではないのはどうしてなのか」<sup>75</sup>と問題提起している。なぜなら「かれらは自分自身の他に先生はなく、もっぱら自然に従うだけ（*nec aliud sequuntur quam naturam*）だ」<sup>76</sup>からである。しかるにロックの現状認識は次のようなものであった。すなわち「旧世界、新世界の歴史および旅行者の旅日記に尋ねれば、こういう人々の道徳がいかに美徳から遠く隔たっているか、いかにあらゆる人間的な感情とは無縁のものであるかに、容易に気づくであろう。というのも、これほど不確かな信義、これほどの不誠実、人を殺し仲間の血によって神々や守護神に犠牲を捧げるあの途方もない残酷さは、ほかには存在しないからである」<sup>77</sup>と。これを承けてロックは「したがってかれらは自然そのもの以外には案内人をもたず、そこでは自然の命令はたまたま習慣となったものによっていささかも汚されていないのに、いわば正義や善の原理（*recti et honesti — ratio*）などまるでもたないかのように、一切の法を知らないでかれらが生きている以上、自然法が人間の心へ書き込まれているとは考えられない」<sup>78</sup>と結論する。

なるほど、世間には躰けや教育によって、おそらくは自然法の一部と思われる、道徳的な意見をもっている人々が見いだされるのも事実である。しかし、そうした意見の起源を問えば、生まれながらの刻印された知識ではなく、「大部分、われわれがまだ幼少の年頃に、それらについてなにがしかの判断がまだできないうちに、あるいは、どうしてそういう意見が入り込んでくるのかまだ観察できないうちに、両親やわれわれの教師役の人々やあるいは一緒にくらしている他人によって、無防備なわれわれの心に流し込まれ（*infunduntur*）注ぎ込まれた（*instillantur*）」<sup>79</sup>ものと思われるのである。こうして道徳的意見は世代から世代へ伝承されて、社会における巨大な習慣の力へと成長する。こうした状況のもとでは「これらの意見は用心も注意もないわれわれの心に滑り込み、とかくするうちにいつともどもとも知らないうちにわれわれの心のなかに根を張り、そしてまた、その権威を生活習慣をとにもする人々の共通の同意と賞讃によって固めさえるから、われわれがそうした意見について別の源泉に注意を向けようとしなにかぎり、こうした意見は神や自然によってわれわれの心に刻印されたのだ（*a Deo et natura pectoribus nostris inscriptas*）と結論すべきものとわれわれは即座に思いなす」<sup>80</sup>のである。かくしてロックは「以上のことから明らかなように、ある人が自然によって自らの精神のなかに刻印された（*a natura menti suae inscripta*）と信じている多くのものが、じつはその起源をほかのところから借り受けている（*aliunde mutuuntur*）ということが、ありうるのである。それゆえ、われわれがなにを信じる気になるにせよ、その源泉を知らないものを原理として抱いているかぎり、それが自然によってわれわれの心のなかに刻印されたものである、という結論にはならないのである」<sup>81</sup>と論じている。

次に第四反駁に移ろう。さらにロックは「第四に、もし自然法がわれわれの心のなかに刻印されているとすれば、どうして愚者や狂人はこの法の認識をもたないのだろうか。なぜなら、自然法が身体器官の構成や構造にはまったく依存しない精神自身に直接書き込まれているという意味であれば、この自然法認識こそが知恵をもつ者ともたない者のあいだの唯一の相違であることは、争う余地がないからである」<sup>82</sup>と問題提起している。自然法の認識が器質的差異に依存しないのなら、愚者にも狂人にも自然法の認識の痕跡が現れてよいのに、長じて知恵をもつ者となるのは、そうでない人に限られるからである。これは刻印的知識が存在しない証拠であるというのである。第五反駁は「もし自然法がわれわれの心のなかに刻印されていたのなら、実践的な原理とともに思弁的原理もまた等しく刻印されると結論されているべきであったろうが、しかし、その証明は難しいように思われる」<sup>83</sup>とするものである。この問題は再度取り上げられるけれども、ロックは自然法の問題には関係しないと明言して。いざれにせよ矛盾律等の基礎命題が自然によって人間の心へ刻印されているかどうかという問題である。ロックは認めなかったということである。この問題は排中律、 $\vdash P \vee \neg P$ を認めず、選言定理、 $P \vee Q, \neg P \vdash Q$ 、だけを認める直観主義論理（ $\neg$  除去・ $\neg$  導入と  $\perp$  除去則だけで自然演繹を構成する、言い換えれば、二重否定則を強すぎる規則として認めない立場）を想起すれば、ロックの立場が補強されるかもしれない。この第五反駁にはロックの確信が欠如しているようにも見えるが、



いずれにせよ「それゆえ、いかなる実践的原理も思弁的原理も (nulla -- aut practica aut speculativa principia) 自然によって人々の心に刻印されてはいない (a natura inscribi) ように思われる」<sup>84</sup>と結論されるのである。

## 5. 理性は感覚に由来する諸事物をとおして自然法の認識に到達することができるか

ロックの答えは「到達できる (affirmatur)」である。すでにロックは自然法認識の経験論的な妥当性に言及していた。したがって第四論文の主題は、先に示された「自然の光すなわち理性を筆頭としたわれわれの認識能力を『正しく使用する (recte utens)』という条件」の解明にあるといえるだろう。それゆえ、われわれが感覚所与を出発点として理性を駆使して自然法の認識へと歩みをすすめるその詳細な記述が期待される。そこでロックは「たしかに、単に禽獣の習性にしがたって生活の便益のために自然の光を利用し、歩行を導くために自然の光を応用するだけでなく、その光とは何であり、その本性や存在理由 (ejus natura et ratio) は何であるかをより深く探究することもまた適切なことである」<sup>85</sup>として、第四論文の焦点を絞るのである。ではつまるところ自然の光とは何か。ロックは「ところで (別のところで明らかにされたように) この自然の光は伝承 (traditio) でもないし、また自然によって心に刻印された内面的な実践的原理とでもいったもの (internum aliquod practicum principium -- inscriptum) でもないのだから、自然の光と呼ばれるものは理性と感覚 (rationem et sensum) の他には何も残らないのである」<sup>86</sup>と結論する。そこで感覚と理性の職能が次に問われる。ロックによれば「これら二つの能力が互いの仕事を相互に伝えあい、感覚は感覚可能な個物の観念を理性に奉仕し、言説の材料を提供し、反対に理性は感覚を指導し、感覚から引き出された事物の像 (観念) を一緒にならべ、それらから別の像 (観念) を作り、新しい像 (観念) を導き出すかぎり、万物を包容しうる精神が、これら二つの能力に助けられて思惟し推理しても到達できないほど、暗く隠されいかなる理解も及ばないようなものはなにもないのである」<sup>87</sup>と断言する。しかもこれら両者はきわめて密接に連携してその仕事をしているのであって、「もしあなたがこの二つのうちの一方を取り除くならば、他方は確実に役に立たない (certe frustra est)」<sup>88</sup> ような相互依存関係にあるのである。したがって「理性がなければ、感覚が備えられていてもわれわれは禽獣の自然に達しがたい、すなわち、豚や猿や四足獣のうちの多くは感覚の鋭さにおいて人間にはるかに勝るのであるし、他方、感覚の力や働きがなければ、理性は窓を閉めて暗闇で働く人以上のことは何も示しえない」<sup>89</sup>と説明される。感覚を心の窓に例えれば、心の窓が閉じられると、心はいわば暗闇となる。そこに残るのは何も書かれていない「白い板」(tabula rasa) だけである。

感覚は対象の像を与え、やがて人間はその像に名前を与え、一定の感覚印象を観念として固定する。こうして「諸物の観念 (rerum ideae) が精神のなかへはいりこまないかぎり、推論の材料 (ratiocinandi materia) がないことになろうし、ちょうど家を建てようにも石や木材や砂その他の建築材料を欠いた建築家と同じように、精神もまた認識を構築できないのである」<sup>90</sup>。観念と観念を結合して命題を形成する能力は悟性 (intellectus) に求められであろうし、悟性はこうして得た命題を理性の材料として提供する。理性は命題と命題を結合して推論 (ratiocinatio, ratiocinium) を行なう。つまり悟性の作品のうえに理性は推論を駆使して壮大な建造物を築くのである。ところで、すでに触れたように、自然法の別名としての「正しい理性 (recta ratio)」という用法も世に行われている。そこでロックは「ここで理性ということわれわれは、何らかの実践的原理、ないし、心のなかに預けられた任意の命題、すなわち、われわれの生活実践がそういう命題にぴったり応答しているかぎり、正しい理性に合致していると言われるような、そうした命題のこと理解するのではない。なぜなら、このような意味での正しい理性はすでに知られた自然法それ自体であり、自然法の認識様態ないし認識手段としての自然の光のことではないし、理性それ自体ではなくて理性の単なる対象、つまり、生活を導き道徳を形成するために必要不可欠なものとして理性が探し求めるような真理だからである」<sup>91</sup>として、読者に混乱のないように但し書きを挿入している。つまり、自然法の認識を押し進める道具としての理性は、そういう作業の成果としての実践的規則とは別物なのである。言い換えれば、ここで理性という言葉の用法が二つ明示されたわけで、一つは「すでに知られた自然法それ自体 (ipsa lex naturae jam cognita)」のことであり、今ひとつは、「自然法の認識様態ないし手段としての自然の光 (modus vel lumen illud naturae quo cognoscitur[sc. lex naturae])」である。まずは、第四論文で探究される理性の職能は、この第二の意味での理性に関わる職能であることを踏まえておこう。

そこで改めてこの理性について、ロックは「ここでいう理性は精神の論証的能力という意味に (pro facultate animae discursiva) 解され、既知のものから未知のものへとすすみ (a notis ad ignota progreditur)、諸命題からの一定の正当な結論によって甲から乙を演繹するのである。人類が自然法の認識に達するのはまさにこのような理性の働きによるのである」<sup>92</sup>と説明する。しかし、なるほど理性はこの推論の歩みを天まで飛翔させようとしても、その踏み台や梯子を提供しているのは、もとをただせばことごとく感覚に由来したものである。ロックはこの事情を

次のように説明する。例えば「たしかに数学的諸学においては、理性は驚くべきことを発見し研究していることをわたしは認める。けれども、そうした驚くべきことはすべて線 (linea) に依存し、面 (superficies) によって築かれ、それらが拠って立つ土台 (感覚対象) のおかげで体を成す (corpus habent pro fundamento cui innitantur)」<sup>93</sup> のではなからうか。じっさい数学的学問は、以上のような自らの作業対象 (点, 線, 面, 図形等) に加えて、さらに他の共通原理や公理を要請するが、それらはむしろ直観されるべきものである。数学的学問はその仕事の基礎に直観を要請しているのである。この事情は他の領域においても変わらないのではないか。そこで改めてロックは「理性自身も驚嘆するような隠された崇高で尊い事柄を、理性が発見したと公言し宣言するとしても、個々の思弁的な学問をくわしく調べてみれば、どの学問においても、常になにかが前提され、承認され、なんらかの仕方で感覚から (a sensibus aliquo modo) 借用されたものとして受けとられているのである」<sup>94</sup> と感覚の働きに注意を促す。その意味で確かにロックは経験論的な知識論にコミットしているといつてよいだろう。では、こうした経験論的な知識論は自然法の認識という問題にも適用可能なのであろうか。

ロックはまず「物体についてと同様、精神についての概念はみな常にすでに存在している材料から生まれるのであり、理性は (ratio) [物体に関する学問においてと同様] 道徳的実践的学問においても (in moralibus et practicis disciplinis) 同じ仕方ですすみ (eodem modo progreditur), 同じことが承認されるよう求める (eadem sibi concedi postulat)」<sup>95</sup> ののだとして、自然法の認識の場面も、基本的にはわれわれが幾何学その他の学問を遂行する場面と異なることを指摘する。ここで注目されるのは、幾何学において典型的に見られる語法を意識的にロックが反復しているという事実であろう。証明と推理の進行 (progreditur) も、直観の要請 (postulat) も幾何学に類比的である。幾何学の学問成果が信頼に足るように、自然法の認識もまた信頼に足るものであることをロックは読者に訴えていると言えよう。では理性が自然法を認識するプロセスとはどういうものなのか。そこでロックは「ところで感覚と理性が互いに助け合いながら、どのようにしてわれわれを自然法の認識 (cognitionem legis naturae) に導くかを知るためには、どんな法であっても法の認識のためにどうしても前提せざるをえない (necessario supponuntur) いくつかのことを、前もって述べておかなければならない」<sup>96</sup> と注意を促す。課題は自然法の認識である。およそどんな法であれ、法の認識のためには前提があるというのである。こうしてロックは「したがってまず第一に、自分は法によって拘束されていること (se lege teneri) をある人が理解するためには、そのまえにまず立法者 (legislatorem), つまり、服することが正当であるようなある上位権力者 (superiorem -- aliquam potestatem) が存在することを知らなければならない」<sup>97</sup> と推論する。やや強引ともいえるこの前提のなかにどのような論理が隠されているのだろうか。まずロックは人間において法が成立しているためには、「自分は法によって拘束されている」(se lege teneri) という拘束の認識があるはずだという。この認識は、その起源を問えば、感覚と理性が助け合ってわれわれに教示したという事実に求められるであろうし、それはそれで詳細に証明されるべき事柄である。しかし、この認識を辿るならば必ず「立法者つまりある上位権力者の存在」(esse legislatorem, superiorem scilicet aliquam potestatem) の認識に至るはずだとロックはいうのである。ここではこの上位の権力者の存在の認識が、それに服従することの正当性 (cui jure subjicitur) としても認識されている。つまり、服従することの正当性とは、別の言い方をすれば、拘束されることの正当性の認識であって、これは立法者ないしある上位権力者の存在の認識に依存するというのである。これが第一の前提である。

次いでロックは「第二に、われわれの為すべき振舞いに関して、あの上位権力者のなんらかの意志 (aliquam superioris illius postestatis voluntatem) が存在することもた知らなければならない。すなわち、最終的にそれがどういうお方であるにせよ、その権力者は、われわれにこれをしなさい、あれはしてはいけないと意志し (velle), われわれの生活習慣 (規範) はその方ご自身の意志に合致するようにしなさい (ut vitae nostrae mores suae voluntati sint conformes), とわれわれに求めるのである」<sup>98</sup> と議論をすすめる。つまりこれは、第二に、上述の立法者ないし上位権力者の意志の存在の確認であろう。ロックの経験論的な認識論からすれば、自然の光としての感覚と理性の正しい使用によって、われわれは必ずや、これら二つの前提に遡ることができるはずなのである。こうしてロックは「さて、これら二つの前提が自然法の認識には不可欠なことがわれわれに知られるためには、以下において感覚の貢献と理性の貢献が何であるか (quid sensus confert quid ratio[sc.confert]) が解明されるであろう」<sup>99</sup> として、いよいよ経験論の筋道を示す準備を整える。そしてロックは「かくしてまず第一にわれわれは感覚から明らかになることとして、自然界には感覚可能なものが存在すること、つまり物体とその状態が実在することを主張する。ものの状態とは軽さ、重さ、暖かさ、冷たさ、色、その他感覚に直接与えられる性質のことだが、これらはすべてなんらかの仕方で運動変化に還元されうる (ad motum referri) のである」<sup>100</sup> として、アリストテレスの伝統にしたがう態度を表明している。運動変化の祖述はアリストテレスにある (『自然学』第二巻第一章, 192b14ff, 第五巻第一章など)。それによ

ると、まず運動変化 (*μεταβολή*) は生成消滅 (*γένεσις καὶ φθορά*) と運動 (*κίνησις*) に分けられる。生成消滅というのは、実体に関する変化のことである。さらにこの運動は三つに分けられる。まず場所移動 (*φορά*) であるが、これはものが場所に関して変化するということである。もう一つは性質変化 (*ἀλλοίωσις*) であり、これは性質が変化するということである。最後に増大減少 (*αύξησης καὶ φθίσις*) があり、これは量の範疇での変化をいうものである。アリストテレスの運動変化論は、範疇的観点から変化を整理したものであるが、ロックもまた基本的にはこうした伝統の中で語っている。

感覚所与がなんらかの運動に還元されたのち、ロックは第二の論点を指摘して「第二にわれわれは、精神は感覚から受け取ったこの世界の造化を、自分でよりいっそう正確に検討して、感覚対象の美観、秩序、装飾、配列、運動を観照したうえで、そこから、これらのものの源泉、つまり、これほどすばらしい作品の原因は何だったのか、その作者は誰だったのかという探究へ歩みをすすめる、と主張する。なぜなら、たまたま偶然にこの作品がこれほどきっちりとありとあらゆる点でこれほど完全で巧くできた組織に成長を遂げたなどということは、まずはありえなかつたであろうからである」<sup>101</sup> と推論をすすめる。そしてここから確実に「これら万物には力と知恵をもった創造者 (*potentem sapientemque -- opificem*) が存在しなければならず、その方がこの全世界と、そのなかで低からぬ地位をしめるあるわれわれ人類をつくりあげたということが帰結するのである」<sup>102</sup> と結論するのである。そして、幾つかの論証の中間項を通じて、「したがって感覚の証言にもとづいてこのように推論すると、理性は、われわれが正当にも服従すべきより上位の力の存在、すなわち、現にわれわれに対し正しくかつ逃れられない支配を行使している神の存在を教える。この方は、いわばそれが自分の视界にあったかのように、われわれをつくりだしました消し去り、その同じ意志によってわれわれを幸福にも悲惨にもすることができるのである」<sup>103</sup> として、第一前提の証明を承けて、ロックは「こうして、感覚が示す道にしたがって、理性がわれわれのしたがわなければならぬ立法者、ないしあるすぐれた力の認識にわれわれを導きうることは明白であり、このことが法というものの認識の第一要件だったのである」<sup>104</sup> とこれまでの議論を引き取るのである。

以上のように、自然法の認識論はロックにあっては経験論的に提出されたけれども、このロックの方針のうちに、経験論に対抗する思想への批判が読み取れるであろう。批判対象となった諸思想の中で、一つは刻印された良心 (*conscientia*) から神の存在を証す途があったし、また一つはデカルトの生得的観念からの途であった。たとえばカルヴァンは「そこで人間には、自分のうちに正義、力、生命、救いを求める理由は何ひとつ残されていない。これらはみな神の内のみあり、自分の罪によって神から離れ、分裂している人間は、自分の不幸、弱さ、死といった地獄を見るのである。人間がこのことを知らずにいることがないように、主は万人の心に律法を録し、いわば刻みつけた(ローマ人への手紙第二章[一〜一六])。これこそ良心にほかならず、私たちが神に負っていることどもの内なる証人であり、私たちに何が善で何が悪であるかを知らせ、私たちを弾劾し有罪とする」<sup>105</sup> として、刻印された良心からの神の存在への途を示していたのである。ロックはすでに自然法の知識は刻印の知識ではないことを証している。だからロックにはこのカルヴァンの考え方は受け入れられなかったのである。したがってこうした教説に対照させれば、ロックは自身の議論の正当性を「人間が同時に感覚と理性を使用して至上のある神性の認識に到達しうることで足りる」<sup>106</sup> として、啓示に訴えることは拒否したのである。

先に要約していたように、不可欠 (*necessaria*) と見られた自然法の認識のための二つの前提 (*haec duo supposita*) すなわち (1) 立法者ないし上位権力者の存在の認識、そして (2) この者の意志の存在の認識のうち、第一項が証明されたので、ここからは第二項の証明にすすむ。そこでロックは言う。「かくして第二に、感覚の証言から、これらすべてのものには、単に力だけでなく知恵もた認定されるべき創造者が存在すると結論しなければならないとすれば、そこから、その方はこの世界を無益に無目的に (*frustra et temere*) つくったのではない、ということが帰結する」<sup>107</sup> と。神が無益に無目的に世界を創造したはずがないことを確認したロックは、「人間がなにかをなすことが神の意志 (*Deum velle*) であることは明らかであり、このことがわれわれが為さなければならないことに関する上位者の意志 (*voluntas superioris potestatis*) であり、われわれがなにかを為すことが上位者の意志 (*velle illum*) なのである」<sup>108</sup> と推論する。かくして、感覚から出発しながら、やがて理性の推論を辿ることによってわれわれはまず神の存在、次いで神の意志の存在をいま確認した。この確認と認識がわれわれの実践を拘束する根拠となる。つまり、神の意志に発するものであるという条件が、そのものが拘束的であることの形式であり根拠なのである。しかし、われわれを拘束する義務も、その内容と実質を欠いては働くことができない。それはどういった実質 (質料因) をもつのだろうか。そこでロックはこの実質画定作業を「ところで、われわれがなすべきこととは何であるかは、万有の終局目的に (*ex fine rerum omnium*) その一部は由来するであろう」<sup>109</sup> と語り出す。ではこの終局目的とは何か。ロックの推論によれば「万有は神がお気に召されること (意志) に (*a beneplacito divino*) その起源を負っているものであり、また万有がこの上なく完全でかつ賢明な創造者の作品と見なされるのは、創造者自身の栄光 (*sui*

ipsius gloriam) という万有が遡るべきものに目的が定められる場合にかぎられる」<sup>110</sup>のである。こうしてわれわれの実践は創造者自身の栄光という最終目的へと照準されながら、あるいは観点を換えれば、最終目的から方向を定められて、その内容を画定する緒につくわけである。次に、この画定作業の実際を見ていくことにしよう。

ロックはまず「われわれはまたわれわれの義務の原則と一定の規則を、一部は、人間自身のなりたち (hominis ipsius institutio) と人間的な諸能力の準備状況 (facultatum humanarum apparatus) から推論することができる」<sup>111</sup>と語る。むろんわれわれは、ここで「義務の原則と一定の規則 (officii nostri rationem certamque regulam)」とは、自然法 (lex naturae) のことと考えてよいだろう。そこでロックはさらに「人間は無目的につくられたのもなく、また絶えず働かせることが可能かつ義務でもある諸能力が無目的に与えられるのでもないのだから、自然が為すべしと (naturaliter agendum) 準備した人間の仕事 (opus hominis) を目指す」<sup>112</sup>と議論をすすめる。自然の意図は、自然の創造者の意図に他ならないのだから、ロックの主張に従えば、神の意図つまり意志に従うことが、人間の仕事であり義務であるということになる。そしてまさにこの段階で、人間自身のなりたちと人間的な諸能力の準備状況とは何かが問われる。このロックの思考法には、さきに触れた人間の義務 (拘束性) の形式的条件としての神に意志に対して、義務の実質を画定するための質料因の特定という意図が読みとれるであろう。そこでロックは「さらに人間は、生活の実践と必要に押されて、他の人々と結合する生活を確保し維持しなければならないと感じるだけではない。かれはまた、自然のある種の性向に (propensione quadam naturae) つよく促されて (incitari) 社会に (ad societatem) 入り、いやしくも自己保存 (se ipsum conservandum) が義務であるかぎり、話合えるという恩恵と言葉の交換によって、社会を守る準備をしておかなければならないとも感じる」<sup>113</sup>として、義務の実質に踏み込むのである。そしてロックは、この「人間自身のなりたち」という項目に関して、「しかし人間は義務のこの部分 (自己保存の義務) へと内面の教唆によって (interno instinctu) 強く押されており (impellatur)、自分自身をなおざりにして自分自身を拒む人は誰もいないのであり、おそらく誰もがこの問題に必要以上にあまりに気を取られているのだから、ここでわたしが忠告する必要はない」<sup>114</sup>と、一見、謎めいた註釈を加えている。ロックはここで何を言おうとしているのだろうか。

実はこの第四論文の末尾に、ロックは「人間の自然的性向から自然法は認識されうるか。できない。」とする論考を構想したけれども、書かれずに終わったとされる<sup>115</sup>。すなわち、ロックの手稿 A はこの問題を "An Firma Animi Persuasio probat Legem Naturae?" 「魂の強い説得は自然法を証明するか」と定式化していた。たしかに、ここで言われるように、「自然のある種の性向 (propensione quadam naturae)」とか「内面の教唆 (interno instinctu)」が人間にとって強い説得であることは誰もが認めるだろう。もしこうした時々刻々説得の方向を変えてくる自然的性向に人間が完全に身を委ねることが自然の理法であるのなら、約束や契約という行為が総じて不可能になるのであり、人間と人間の結合としての社会 (societas) そのものが成立しえないであろう。この論点は第一論文で背理法を駆使して論じられた。こうして、人間の自然的性向はわれわれの行動を促す強力な要素ではあるけれども、それが自然法の存在を証明する第一次的な根拠とは認定しないというのがロックの立場であった。そして、この問題は改めて第八論文において考察が深められるのである。ロックの議論においては、神の栄光という最終目的に照応する人間的実践の拘束状況のなかで、その質料因の画定作業の一環として「人間自身のなりたちと人間的な諸能力の準備状況」が参照されたのだった。しかしこの作業現場には、「自然のある種の性向 (propensione quadam naturae)」とか「内面の教唆 (interno instinctu)」とか「自己保存 (se ipsum conservandum)」とか「各人の私的功利 (privata cujusque utilitas)」<sup>116</sup>といった強いインパクトのある人間の自然的性向 (inclinatio hominum naturalis) が立ち現れる。自然法論者のなかには、こうした自然的傾向こそ自然法の第一次の源泉ないし基礎ではないかと考えた人々もいたのである。ちなみに、トマス・アクィナスは自然法の根本を「すべてのものは善を求め、悪を避けること」において、そこから根本的な自然法を演繹している。その主要なものは「自己保存 (quaelibet substantia appetit conservationem sui)」「神についての真理を知ること (homo habet naturalem inclinationem ad hoc quod veritatem cognoscat de deo)」「社会に生活すること (ad hoc quod in societate vivat)」という三つに集約される<sup>117</sup>。ロックもまた「自己保存」が自然法の一部であることを認めるけれども、自然法の第一次の源泉をこうした人間の自然的傾向に求めることは拒否したということである。ロック的な構図から見れば、「自然のある種の性向」「各人の私的功利」「魂の強い説得」「内面の教唆」「自己保存」といった要素もまた人間において無視しえないけれども、創造者自身の栄光 (sui ipsius gloriam) のために人間の活動全般が拘束され義務づけられるという基本線 (拘束性の形式的条件) を超えてそれらが暴走するとき、自然法は蹂躪されるのである。

注

- 1 W. von Leyden, ed. by, *Essays on the law of nature*, Oxford, 1954.
- 2 Cf, W. von Leyden, John Locke and Natural Law, in “*John Locke Critical Assessments II*” .ed, by, R. Ashcraft, London, 1991, pp. 3-15.
- 3 浜林正夫訳, 「ロック自然法論」『世界大思想全集 社会・宗教・科学思想篇2』河出書房新社, 昭和三十七年初版発行, 一三九頁～一八四頁。
- 4 W. von Leyden, ed. by, *Essays on the law of nature*, Oxford, 1954, p. 164.
- 5 Ibid., p. 108.
- 6 Ibid., p. 108.
- 7 Ibid., p. 108.
- 8 Ibid., p. 108.
- 9 Ibid., p. 108.
- 10 Ibid., p. 108.
- 11 Ibid., p. 108.
- 12 Ibid., p. 108.
- 13 Ibid., p. 108.
- 14 Ibid., p. 110.
- 15 Ibid., p. 110.
- 16 Ibid., p. 110.
- 17 Ibid., p. 110.
- 18 Ibid., p. 110.
- 19 Ibid., p. 110.
- 20 Ibid., p. 110.
- 21 Ibid., p. 110.
- 22 Ibid., p. 110.
- 23 Ibid., p. 110.
- 24 Ibid., p. 110.
- 25 Ibid., p. 112.
- 26 Ibid., p. 112.
- 27 Ibid., p. 112.
- 28 Ibid., p. 112.
- 29 Ibid., p. 112.
- 30 Ibid., p. 112.
- 31 Ibid., p. 116.
- 32 Ibid., p. 116.
- 33 Ibid., p. 116.
- 34 Ibid., p. 116.
- 35 Ibid., p. 118.
- 36 Ibid., p. 118.
- 37 Ibid., p. 118.
- 38 Ibid., p. 118.
- 39 Ibid., p. 118.
- 40 Ibid., p. 118.
- 41 Ibid., pp. 118-120.
- 42 Ibid., p. 122.
- 43 Ibid., p. 122.
- 44 Ibid., p. 122.

- 45 Ibid., p. 122.
- 46 Ibid., p. 124.
- 47 Ibid., p. 124.
- 48 Ibid., p. 124.
- 49 Ibid., p. 124. この引用におけるラテン語中 “nemo--non” は、全部肯定と解する。
- 50 Ibid., pp. 124-126.
- 51 Ibid., p. 126.
- 52 Ibid., p. 126.
- 53 Ibid., p. 126.
- 54 Ibid., p. 128.
- 55 Ibid., p. 130.
- 56 Ibid., pp. 130-132.
- 57 Ibid., p. 132.
- 58 Ibid., p. 132.
- 59 Ibid., p. 132.
- 60 Ibid., p. 132.
- 61 Ibid., p. 132.
- 62 Ibid., p. 132.
- 63 Ibid., p. 134. ロックの時代の鉱山事情によって傍証されるべきだが、想像するに、まずは身なりや服装や履物等が準備される必要があるだろうし、坑道の保守点検、安全策等が必要であったろう。また、坑内は暗黒であるから、作業をするための灯りも必要であったろう。こうした「仕事の準備」がまずはなければならなかったのである。
- 64 Ibid., p. 134.
- 65 Ibid., p. 134.
- 66 Ibid., p. 136.
- 67 Ibid., p. 136.
- 68 Ibid., p. 136.
- 69 Ibid., p. 136.
- 70 Ibid., p. 136. 最初ロックは “laborat acutissimus Car[t]jesius” と書いていたものを, “laborarunt multi” と書き変えた。このことから、生まれたばかりの人間のたましいが白紙以上の何ものであるという主張を当時していた哲学者として、すくなくともロックの念頭にデカルトがあったと思われる。そこでデカルトの生得観念説 (the doctrine of innate ideas) を反駁することがロックの仕事となった。なお、白紙 tabula rasa の比喩自体の起源は、通常、アリストテレス『靈魂論』第3巻第4章の次の言葉に遡る。「そしてその可能態におけるあり方は、ちょうど、現実態においてはそのなかに何一つ書き記されていない書板 (γραμματαίον) の状態に相当するが、まさにそれが思惟について起こる事態なのである (De Anima, 429b31-430a 1)」。
- 71 Ibid., p. 136.
- 72 Ibid., p. 138. ここでロックの念頭にあるのは、おそらくアウグスティヌス、カルヴァン、ルター、ジャンセニストたちだろうと思われる。例えばアウグスティヌスは「神はその創造した本性の善を追及したのではなく、悪魔が犯した悪を追及したのである。神は本性に付与したすべてのものを取り除いたのではなく、そのあるものは取り去り、またあるものは残して、悪魔がその取り去られたものを嘆くようにようにした。この悲嘆こそは、取り去られた善と残された善との証拠である。というのは、残された善がなければ、失われた善を嘆くことはできない」(『神の国』第19巻13章、『アウグスティヌス著作集15』一九八三年刊、教文館、六三頁)と弁明する。
- 73 Ibid., p. 138.
- 74 Ibid., p. 138. 「自然法は人々のこころのなかに刻印されているか」という問いに同意すること、つまり、刻印としての生得的知識があるという仮定から、背理が帰結することを示す、典型的な帰謬法(背理法)の議論になっている。ロックの議論が成功しているかどうかは議論があるだろうが、少なくともここでロックはそういう論法を意図していると思われる。
- 75 Ibid., pp. 138-140.
- 76 Ibid., p. 140.
- 77 Ibid., p. 140.

- 78 Ibid., p. 140.  
79 Ibid., p. 140.  
80 Ibid., p. 142.  
81 Ibid., p. 142.  
82 Ibid., p. 142.  
83 Ibid., p. 144.  
84 Ibid., p. 144.  
85 Ibid., p. 146.  
86 Ibid., p. 146.  
87 Ibid., p. 146.  
88 Ibid., p. 146.  
89 Ibid., pp. 146-148.  
90 Ibid., p. 148.  
91 Ibid., p. 148.  
92 Ibid., p. 148.  
93 Ibid., p. 148.  
94 Ibid., p. 150.  
95 Ibid., p. 150.  
96 Ibid., p. 150.  
97 Ibid., p. 150.  
98 Ibid., p. 150.  
99 Ibid., p. 150.  
100 Ibid., p. 150.  
101 Ibid., p. 152.  
102 Ibid., p. 152.  
103 Ibid., pp. 152-154.  
104 Ibid., p. 154.  
105 ジャン・カルヴァン「キリスト教綱要（初版）」『宗教改革著作集 9 カルヴァンとその周辺 I』所収，教文館，一九八六年刊，三五頁。なお新約テキスト（ロマ2.15）において「刻印された」は'*γραπτόν*'に、「良心」は'*συνείδησις*'に対応している。  
106 W. von Leyden, ed. by, *Essays on the law of nature*, Oxford, 1954, p. 154.  
107 Ibid., p. 156.  
108 Ibid., p. 156.  
109 Ibid., p. 156.  
110 Ibid., p. 136.  
111 Ibid., p. 156.  
112 Ibid., p. 156.  
113 Ibid., p. 156.  
114 Ibid., pp. 156-158.  
115 Ibid., p. 158. ラテン語原文への注3参照。  
116 Ibid., p. 204.  
117 cf. Thomas Aquinas, *Summa Theologiae*, Prima Secundae, questio94, articulus 2, S. *Thomae Aquinatis Opera Omnia* 2, frommann-holzboog, 1980, p. 479

# Locke on the Law of Nature

Ikuo FUJISAWA \*

## ABSTRACT

Since Locke wrote his essays in Latin, the language used by most of exponents of the traditional theory of natural law, we have thought it advisable to reread the Latin text as accurately as possible and for us to have an opportunity of learning the Lockean theory of natural law now and again.

Our article consists of five parts in partly keeping with the order of the original Latin text. The parts read as follows: 1. Introduction; 2. is there a rule of morals, or law of nature given to us?; 3. can the law of nature be known by the light of nature?; 4. is the law of nature inscribed in the minds of men?; 5. can reason attain to the knowledge of natural law through sense-experience?